

第5次利根町総合振興計画 基本構想 (素案)

目次

第1章	まちづくりの方針	1
第2章	将来フレーム	4
第3章	施策の方向性と施策体系	8

【補足】第2回策定委員会・総合振興計画審議会提示後の修正について

第2回策定委員会・総合振興計画審議会提示後、後期基本計画骨子案の検討内容を踏まえ、追記・修正を加えた箇所を赤く表記しています。

項目	修正内容
第1章 まちづくり の方針	<p>後期基本計画骨子案における個別施策の内容や会議におけるご指摘を踏まえ、記載の表現を修正しました。</p> <p>(主な修正点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2P:基本方針1に記載のあった歴史資源の活用に関する内容を基本方針3の方に移動 ・3P:基本方針4に記載のあった「地域の人やつながりといった「利根町らしさ(魅力)」については、」は基本方針4に対応する基本計画では言及していないことから記載を削除 ・また、「稼ぐ力」の表現について言いまわしを修正し、“地域資源の付加価値向上を図り、他地域との差別化、市場における競争力や地域ブランド力を強化”といったキーワードを用いた表現に修正 ・その他、後期基本計画骨子案における表現と合わせて各基本方針の内容を修正
第2章 将来 フレーム	<p>2-1将来フレームは、人口ビジョンを踏まえ、前期基本計画の内容を更新しました。</p> <p>(主な修正点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4P:基準年度における人口の修正 ・4P:目標年度における将来人口の修正 <p>2-2土地利用基本構想は、都市計画マスタープランを受ける形で位置付けていましたが、現状にそぐわない内容や計画論的に不整合のある部分を修正した内容としました。</p> <p>(主な修正点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5P:「(1)基本的な考え方」:“コンパクトシティの形成”は、会議においても議論のあった内容であったことから、“人口規模に応じた機能集約型のまちづくり”に修正 ・5P:「(2)基本方針1」:県道千葉竜ヶ崎線沿いにおける“健康増進”に関する内容を削除 ・6P:「(2)基本方針4」:6次産業及び10次産業は土地利用においては基本計画で触れていないので表現を削除 ・6P:「(2)基本方針6」:閉校となった小学校については、2小学校の利活用方針が決まったことから、それらの内容に関する記載を削除した上で、公共施設の複合化や多機能化といった機能更新に関する内容を追加。 ・6P:「(3)基本的な方向性 1)都市的土地利用」土地利用方針図(または、土地利用構想図)が示されず、土地利用の方針の記載がどこを指すのか計画論的に不整合があることから、場所性が認知できるよう補足的に文言を追加し、定義づけを行った。 <p>※当該項目の①市街化区域エリア②市街化調整区域エリアは、都市的土地利用に限っての定義であり、混乱しやすいが都市計画マスタープランにおける位置づけであることから、そのままとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7P:「(3)基本的な方向性 2)自然的土地利用」:「田園環境共生エリア」「自然環境共生エリア」の定義がなく、土地利用方針図(または、土地利用構想図)もないことから、新たにリード文を追加し、エリアの定義づけを行った。
第3章 施策の 方向性と 施策体系	<p>後期基本計画骨子案における個別施策の内容や会議におけるご指摘を踏まえ、記載の表現を修正しました。</p> <p>(主な修正点)※第2回審議会での主なご意見に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容として書かれていたものは、基本計画に記載するものとして、全体的に文章のレベル感を修正。 ・9P:「基本方針2基本施策1」:「健康増進施設の運営に携わる企業の誘致」とあった記述については、施設全体の運営に携わる企業の誘致は想定していないため削除し、「健康増進施設の利用促進」と表現を修正。 ・10P:「基本方針3基本施策2」:「英語教育、プログラミング教育などの」とあった記述については基本計画で記載する内容として削除した。また、英語教育・プログラミング教育は、町に限らず学校教育として推進されていることから「先進的な教育の推進」という表現については削除した。「学力向上」「道德教育」「健康と体力向上」とあった記述については、国の教育振興基本計画や当計画の主な取組名に合わせ、「確かな学力・豊かな心・健やかな体」に修正。 ・12P:町外及び町内向けのシティプロモーションについては、担当課と調整により基本方針5とした。なお、観光は基本方針4として記載。

第1章 まちづくりの方針

1-1 まちづくりの将来像

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

- 本町は、利根川を背景とした自然・田園環境, 歴史など, 魅力があり個性的な地域資源が多数あります。このような地域資源を活かして, 「利根町らしさ」に磨きをかけ, 自然・田園環境などが共生する環境の中で, 快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進めます。
- 本町の町民は「元気」であることに着目して, 町民と地域がいきいきと躍動し, 交流を深めながら, 「利根町に住みたい」と誰もが思うようなまちづくりを進めます。
- 今までどおりの発想ではなく, 「利根町らしさ」についても, 既成概念にとらわれず, 今あるものを最大限に活用し, 多様性をキーワードとし, アイデアを町民が出し合い, おもしろいまちを志向します。
- 本町の将来像は, 「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とし, 想いを町民と共有し, 住民協働のまちづくりを進めます。
- また, 本計画が, まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ, 多くの町民の参加・協働が得られるよう, 計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

1-2 まちづくりの基本方針

本町の将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現するために、5つの基本方針を定め、方針ごとの方向性を以下のように設定します。

基本方針 1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

利根町の魅力である豊かな自然環境を守りながら、本町での暮らしを豊かなものにしていくために、カーボンニュートラル*の実現に向けた環境対策に取り組み、人や自然に配慮した環境づくりを行います。一方で、地域の活力を維持向上していくために、住居や商業・業務施設、公共交通、基盤施設などの町民の生活を支える様々な機能を確保しながら、人口規模に応じた機能集約型の地域構造への転換を図るまちづくりを進めます。さらに、町民の生命及び財産を守るために、災害対策や防犯対策等を進めることにより、安全で人にやさしい快適なまちを目指します。

基本方針 2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

町民一人一人が生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう健康づくりを支えるとともに、高齢者や障がい者など、サポートを必要とする人が、適切にその支援やサービスを受けられる体制や仕組みづくりを行うことにより、誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で元気に暮らせるまちを目指します。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることをさす。排出を全体としてゼロにするとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

基本方針3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

子どもたちが安心できる環境の中で健康に育つことができるよう子育て家庭を支えるとともに、自らの個性を自信を持って発揮し未来を切り拓いていけるよう、質の高い教育環境や全ての子どもが平等に教育を受けられる環境を整えたり、様々な体験の機会を提供したりすることにより、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。また、町の全ての人が豊かな人生を送れるよう、一人ひとりの学びや、人との交流を含めた文化芸術・生涯スポーツ活動を支えることにより、誰もが輝き続けることのできるまちを目指します。

基本方針4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

町への興味関心を高め、来訪者の増加に繋がるよう、自然・歴史・文化・食・観光・特産品・産業など、利根町が持つポテンシャルを最大限に活用するとともに、地域資源の付加価値向上を図り、他地域との差別化、市場における競争力や地域ブランド力を強化することで、みんなが集まるおもしろいまちづくりを目指します。

基本方針5

みんなが主役でともに進むまちづくり

利根町をより魅力あるまちへと成長させるため、効率的な行財政運営を進めることにより、町民が質の高い行政サービスを受けられるようにします。また、町民一人ひとりが互いを認め合い、尊重できる社会を目指すとともに、町に誇りと愛着を持ちいつまでも住み続けたいと思えるまちとなるよう、個人が持つ力を十分に発揮し仲間とともに主体的にまちづくりに関われる、みんなが主役となり、ともに進むことのできるまちを目指します。

第2章 計画の将来フレーム

2-1 将来人口

国勢調査の人口推移をみると、本町の人口は、減少傾向で推移しています。

令和2年までの実績に基づく将来推計人口によると、今後も減少傾向が続き、2030年（令和12年）には、12,919人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が658人（5.1%）、15～64歳の生産年齢人口が6,057人（46.9%）、65歳以上の高齢者人口が6,204人（48.0%）と予測されます。

計画の目標年次である2030年（令和12年）の想定人口を12,900人とします。

（単位：人、下段%）

	2005年 平成17年 (実績)	2010年 平成22年 (実績)	2015年 平成27年 (実績)	2020年 令和2年 (実績)	2025年 令和7年 (推計)	2030年 令和12年 (推計)
総人口	18,024	17,473	16,313	15,340	14,117	12,919
年少人口 (0-14歳)	1,787 9.9	1,721 9.9	1,426 9.0	1,196 7.8	870 6.2	658 5.1
生産年齢人口 (15-64歳)	12,651 70.2	10,836 62.0	8,184 51.7	7,227 47.2	6,469 45.8	6,057 46.9
高齢者人口 (65歳以上)	3,585 19.9	4,915 28.1	6,232 39.3	6,903 45.0	6,777 48.0	6,204 48.0

※実績値は国勢調査に基づく。

※本計画では、将来推計人口は、人口ビジョンの値を使用しています。

2-2 土地利用基本構想

本計画の目指す将来像を実現するため、必要な都市機能配置を含む土地利用の望ましいあり方と、これに基づく本町ならではのまちづくりの展開方向を以下のように定めます。

2-2-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

地区の特性を勘案したメリハリのある土地利用

本町の立地特性や、現有する歴史的資源及び利根川、小貝川などの自然的資源の有効活用を基本として、それらと市街化の進行との調和を図ります。

こうした基本的な考え方に基づき、本町の産業振興に資する土地利用を図り、地区の活力のみならず都市拠点と、生活しやすい住環境の形成を目指して、都市の整備を展開します。

人口規模に応じた機能集約型のまちづくりの形成に向け、都市的活動を展開する地区や新たな産業を誘導する地区などの土地利用のあり方を明確にし、地区の特性を勘案した土地利用規制・誘導策によりメリハリのある土地利用を図ります。

(2) 基本方針

基本方針1 商業、サービス、産業機能を集積させた魅力ある都市の創造

県道千葉竜ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽、交流空間を持つ、魅力的で賑わいのある商業地の形成を図ります。

基本方針2 生活しやすい住環境の形成

既成住宅地を中心に、生活の利便性と快適性を実感できる暮らしやすい住宅市街地の形成を図ります。

基本方針3 地区活力の増大に資する産業用地の確保

県道美浦栄線バイパスの整備に伴う地区ポテンシャルを活かし、地区活力の増大を目指した産業用地の確保を図ります。

基本方針4 優良農地の保全と新たな産業の創出

優良農地を積極的に保全しつつ、低未利用地を有効活用した、新たな産業を創出する土地利用を推進します。

基本方針5 やすらぎと交流のための空間の創出

町民をはじめ、町外の人々も利根川や小貝川、新利根川などの水や緑の自然を保全・活用しながら、憩いややすらぎの空間として適切な整備を推進します。

また、各種イベントやスポーツレクリエーション活動などを通じてふれあい交流できる賑わい空間を創造します。

基本方針6 地区の活性化に資する既存ストックの活用

空き家・空き店舗及び未利用となった公共用地などの有効活用を図るほか、既存の公共施設や公共用地について、単一目的の施設から機能の複合化・多機能化を有する施設への転換を図るなど、多様なニーズに対応した利活用を促進します。

(3) 基本的な方向性

1) 都市的土地利用

現在、用途地域指定されている市街化区域のほか、幹線道路沿道や民間宅地開発により計画的に整備された住宅地などについては、個々の地区にふさわしい居住機能及び都市機能の誘導により、利便性の向上を期する都市的土地利用を展開します。

①市街化区域エリア

取組の方向性 ◆ 都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

町民生活を支える多様な都市機能を有し、多くの人が集まる住区として、土地の有効活用、高度化など、人口の集積に向けた土地利用の検討を進めます。

【主な取組】

- 住民サービス施設などの集積に向けた土地利用の促進
- 市街地への居住の誘導
- 生活の利便性向上に資する商業機能などの適正配置
- 低未利用地の有効活用

②市街化調整区域エリア

取組の方向性 ◆ 周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域エリアは、優良農地などの保全を図るとともに、**空き家**等の既存ストックを有効的に活用するため、都市的土地利用の誘導を検討します。

また、住宅地が形成されている地区については、周辺の自然環境に配慮した住宅地として、都市的土地利用を図ります。

【主な取組】

- 空き家**等の既存ストックの用途緩和

2) 自然的土地利用

市街化調整区域において、主として優良な農地や既存集落が一体的にまとまり農の風景を形成している**田園環境共生エリア**や河川の水辺や樹林地・社寺林の緑地などの**自然環境共生エリア**については、本町の魅力と活力の向上を図る上で欠かせない資源として、保全と活用のバランスを保ちながら**土地利用の展開**を図ります。

①田園環境共生エリア

取組の方向性 ◆ 良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

農業生産機能と生活機能が調和、共生した土地利用の保全、誘導を図る地区づくりを行います。

【主な取組】

- 優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全
- 田園集落にふさわしい土地利用の誘導
- 歴史文化と緑地環境保全などに配慮した農住生活環境の維持

②自然環境共生エリア

取組の方向性 ◆ 豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

森林や水辺の自然環境と集落など人間の諸活動に伴う施設、生活機能との調和、共生を図る地区づくりを行います。

【主な取組】

- 利根川などの水辺環境の保全
- 森林環境の保全

3-1 施策の方向性

基本方針① 安全で人にやさしい快適なまちづくり

－ 都市基盤・生活環境等 －

- ◆ 人口規模に応じた都市機能を維持し、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成に取り組みながら、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図り、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。民間の様々な知識や手法を取り入れながら、空き家・空き地の適正な管理及び活用、就業の場の確保や地域産業の活性化等、まちの魅力や活力向上に資する土地利用の展開・誘導を図ります。

▶▶ 基本施策1 快適な住環境の整備

- ◆ 環境基本条例や策定した環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が協力し合い、環境にやさしいまちづくりを総合的に進めます。さらに、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策、ごみの発生・排出抑制および再使用や再生利用（4R）の促進、公害など地域環境の悪化防止、生物多様性に配慮した自然環境の保全など、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けた取り組みを進めます。

▶▶ 基本施策2 持続可能な環境対策

- ◆ 公共交通の更なる利便性の向上を図るとともに、町内と町外を結ぶ幹線道路や町民の生活を支える生活道路の整備・維持管理などにより、都市間・地域間での移動の利便性の高い、誰もが安心して快適に移動できるまちをつくります。さらに、公園・緑地などのオープンスペースについては、適切な維持・管理・更新を図りながら、町民の憩いの場や交流の場として様々な活用を通じてまちの魅力づくりに生かします。

▶▶ 基本施策3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理

- ◆ 県南水道と連携を密にしながら、安全で安心な水道水の供給を図ります。下水道経営の基盤強化を図りながら、計画的な下水道施設の維持管理を進め、安定的かつ持続性の高い下水道事業の運営に努めます。

▶▶ 基本施策4 上下水道の充実と管理運営

- ◆ 町民の生命、身体及び財産を守るため、防災に関する各種計画に基づき防災対策に取り組むとともに、町民・事業者・行政の連携・協力による防災体制の強化を図ります。また、日常生活における安心で安全な町民の暮らしを守るため、警察や地域住民と連携しながら、防犯体制の充実や交通安全対策に取り組めます。

▶▶ 基本施策5 地域の安全・安心の強化

基本方針② いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

－ 保健・医療・福祉等 －

- ◆ 町民全体の健康寿命を延伸するため、**健康増進施設の利用促進**や各種健康相談、疾病予防対策により、多面的に町民の健康づくりを**支える**とともに、町内外の医療機関との連携強化を図ることにより、町民誰もが**安心して**健康に過ごせるまちをつくれます。

▶▶▶ 基本施策1 健康づくりの推進

- ◆ ボランティアや民間事業者等の協力により、助け合いの仕組みづくりや地域福祉の担い手づくりに取り組みながら、利根町社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等との連携による各種福祉サービスの提供など、必要な支援を届ける仕組みの構築に努め、自助・共助・公助の考えに基づいた地域福祉の充実を図ります。さらに、高齢者や障害のある方が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、引き続き生活支援・外出支援サービスの提供に努めるとともに、医療など関連組織との連携強化等による一体的な支援体制の強化を図ります。

▶▶▶ 基本施策2 支え合う福祉の推進

- ◆ 国民健康保険制度、医療福祉費支給制度（マル福）、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度によるセーフティネット（安全網）の維持・充実を図るため、各制度に関連した諸機関と連携を図り、安定的かつ適正な運営に努めるとともに、制度の周知・啓発や相談業務の充実に取り組み、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

▶▶▶ 基本施策3 みんなを支える社会保障制度（医療・介護・年金）の充実

基本方針③ 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

－ 子育て・教育・生涯学習等 －

- ◆ 妊娠・出産・子育て期にわたり、各段階に応じた情報提供や相談支援を行うことにより必要な支援へとつなぐとともに、子育て支援サービスや保育サービス等の充実を進めることにより、安心して子どもを産み育てることのできるまちをつくります。

▶▶ 基本施策1 子育て環境の充実

- ◆ 子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を培うため、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むための取組を推進するとともに、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を十分に果たしながら連携を図ることにより、小さな町ならではの充実した教育環境の中で、子どもたちが安心して成長することのできるまちをつくります。

▶▶ 基本施策2 特色ある学校教育の推進

- ◆ 生涯学習社会の実現を目指すため、利用者ニーズ等に応じた多様な学習機会の創出等を図ることにより、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って人生を送ることができるまちをつくります。また、子どもたちがより豊かな人生を送ることができるよう、学外での交流や体験の機会など、子どもたちのための学びが充実しているまちをつくります。

▶▶ 基本施策3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進

- ◆ 文化芸術活動やスポーツ活動への参加促進や、地域の歴史資源である文化財等の保存・活用を進めることにより、文化芸術・生涯スポーツの振興を図り、また、地域づくりの礎となる、人と人との交流や町への愛着を深めることができるまちをつくります。

▶▶ 基本施策4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進

基本方針④ みんなが集まるおもしろいまちづくり

－ 産業等 －

- ◆ 利根町の産業の中心である農業の活性化を目指すため、効率的な生産基盤の整備や担い手の育成・支援、**農村環境の保全**などを行うとともに、**地域製品の付加価値づくり**をはじめ、**安全・安心な生産の推進**、地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進、町外への積極的なPRに努めることにより、農業が持続するまちをつくります。

▶▶ 基本施策1 農業振興の継承と新たな魅力形成

- ◆ 町内商工業の安定した経営基盤の強化を図るため、消費の拡大、販売促進につながる支援を行うとともに、低未利用地や空き店舗を有効活用し、**起業・創業継業・雇用機会の創出**を図り、**地域商業の担い手となる人材の発掘・育成**など、**地元経済が維持・発展**できるまちをつくります。

▶▶ 基本施策2 商工業の振興と担い手育成

- ◆ 季節ごとに表情を変える豊かな自然や歴史的にも貴重な史跡・名所のほか、**地域活性化イベントの開催**、**地場産品や特産品などの地域資源**、**観光資源を積極的に活用**して、**交流人口の増加**を図ります。また、これら町の魅力を効果的に発信することで、**訪れたいまちをつくり**ます。

▶▶ 基本施策3 地域の魅力を生かした観光振興

基本方針⑤ みんなが主役でともに進むまちづくり

－ 住民協働・行政運営等 －

- ◆ 町民がまちづくりの主役となり活躍できるように、まちに関する情報の共有やまちづくり団体の育成・支援などによる協働のまちづくりを行う体制整備を推進するとともに、参加や交流を促す環境づくりを行うことにより、誰もが楽しくまちづくりに関わることのできるまちをつくりまします。

▶▶▶ 基本施策1 町民参加体制の充実

- ◆ 一人ひとりが個性や文化を認め合い、互いの人格を尊重し合える共生社会の実現を目指し、誰もが社会のあらゆる分野において参画できる環境づくりを進めるとともに、今後も増加が予想される外国人を含めた暮らしやすい多文化共生のまちをつくりまします。

▶▶▶ 基本施策2 誰もが尊重される環境の整備

- ◆ 町民が町に誇りと愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるまちとなるよう、地域への理解や愛着心を深める機会の創出やフィルムコミッションなど、効果的なシティプロモーションの取組を推進します。また、町民の声が行政に適切に届き、その意向が反映される機会をつくることで、町民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

▶▶▶ 基本施策3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進

- ◆ 総合振興計画の進行管理を行いながら、施策の重点化と各施策・事業の着実な推進を図り、自主財源の確保や事務事業の見直し等による計画的な財政運営や効率的な行政を推進する体制強化により、町民にとって最適かつ持続可能な行財政運営を推進します。さらに、新たなデジタル技術を活用したDXによる行財政改革の積極的な推進や、広域による共同事務処理や連携事業の拡大など、限られた経営資源で最大の効果を発現できる行財政運営に取り組みまします。

▶▶▶ 基本施策4 効果的・効率的な行政運営の推進

3-2 施策の体系

施策の方向性を踏まえた計画の体系は以下の通りです。

基本方針	基本施策
① 安全で人にやさしい 快適なまちづくり	1 快適な住環境の整備
	2 持続可能な環境対策
	3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理
	4 上下水道の充実と管理運営
	5 地域の安全・安心の強化
② いつまでも健康で 元気あふれるまちづくり	1 健康づくりの推進
	2 支え合う福祉の推進
	3 みんなを支える社会保障制度(医療・介護・年金)の充実
③ 誰もが夢を持ち 輝き続けるまちづくり	1 子育て環境の充実
	2 特色ある学校教育の推進
	3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進
	4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進
④ みんなが集まる おもしろいまちづくり	1 農業の継承と新たな魅力形成
	2 商工業の振興と担い手育成
	3 地域の魅力を生かした観光振興
⑤ みんなが主役で ともに進むまちづくり	1 町民参加体制の充実
	2 誰もが尊重される環境の整備
	3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進
	4 効果的・効率的な行財政運営の推進